

特定非営利活動法人在宅身障患者支援センター  
理事長 原田 正彦 様

埼玉県県民生活部N P O活動推進課長

### 市民への説明の要請について

貴法人に関して、新聞報道（平成 2 0 年 9 月 3 日埼玉新聞）により下記 1 の情報が掲載されています。

つきましては、別添の「埼玉県における『N P O法の運用方針』」に基づき、下記 2 により、市民への説明を実施するとともに、実施状況及び説明内容等について、埼玉県まで書面により報告するよう要請いたします。

市民への説明は、N P O法の趣旨に鑑み特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。このため、この要請及び埼玉県に提出された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、埼玉県のホームページ上に掲載して公表いたします。なお、期限を過ぎても報告がなかった場合もその旨を掲載し公表いたします。

### 記

#### 1 貴法人に係る情報の概要

- (1) 医療費（療養費）等に係る不正請求、受領が行われた。
- (2) 「知らない間に重度障害の病名が付けられ、自分で治療院に通っているのに往診料が請求されていた」との治療院に通っていた者からのコメント

#### 2 市民への説明

##### (1) 説明していただきたい内容

- ア 医療費（療養費）等に係る不正請求、受領の事実認定及びその内容
- イ 重度障害の病名を使用した事実の有無及び事実とすればその内容
- ウ 不正請求等が事実であった場合、今後の北本市等への対処方策

##### (2) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴団体の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがあり、説明内容を記載した文書を埼玉県に対して送付し、県のホームページに掲載することによって代替することもできます。

- ・貴団体の事務所において誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置く。
- ・貴団体が運営するホームページ上において説明文書を掲載する。

(3) 説明の期限

平成20年9月19日(金)

(4) 埼玉県への書面報告期限

平成20年9月24日(水) 必着

3 問合せ及び提出先

埼玉県県民生活部NPO活動推進課 認証・相談担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電話番号 048-830-2818

FAX 番号 048-830-4751